

宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業の実施に関する方針

1 趣旨

我が国の刑務所では、受刑者を一定の場所に拘禁して社会から隔離し、その自由をはく奪するとともに、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るという基本理念の下、受刑者に対する処遇を行っている。

ところが、犯罪情勢の悪化等により近年受刑者の数が急増し、全国の刑務所では、収容定員を大きく上回る著しい過剰収容状態となっており、これに伴う職員の勤務負担の増加や受刑者の処遇環境の悪化といった問題が生じており、そのため、民間活力の活用などによって刑務所における業務をより効率的、効果的に実施し、その解決を図ることが喫緊の課題となっている。

市場化テスト（官民競争入札）は、官と民との間の透明・中立・公正な競争を促すことにより、国民にとってよりよい公共サービスを効率的に提供することを目指すものである。

これまで刑務所においては、一部の業務を除き、国の職員により業務が実施されてきたが、市場化テストの理念に基づき民間開放する業務の範囲を拡大することにより、民間事業者の創意工夫による業務の効率化を図るとともに、民間活力を活用した適正な運営を実現することも可能と考えられることから、試行可能な施設として選定した刑務所において、庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、窓口受付等の施設の警備や受刑者の処遇に関わる補助事務等を包括的に市場化テスト（モデル事業）の対象とするものである。

2 基本的な考え方

この市場化テスト（モデル事業）では、国は入札に参加しないものの、国と民間との間の透明・中立・公正な比較を実現することを目的としていることから、落札した民間事業者が国に対して不利にならないよう競争条件均一化のための措置を講ずるとともに、サービスの質やコストの面から国及び民間の実績評価を定期的に行うこととする。

このため、民間事業者の創意工夫を最大限活用する観点から、業務の具体的な実施方法は、入札参加者の提案と裁量に委ねられるものであり、法令及び施設の規律秩序の維持など管理運営上の観点からの制約がある場合を除き、これまで国の職員が行ってきた業務の実施方法には拘束されないものとする。

また、国と民間の間の透明・中立・公正な比較を実現する観点から、本事業を実施する福島刑務所及び宮城刑務所における事業の実績（サービス水準及び費用（本事業に要する直接的な費用に加え間接的な費用を算入したもの。ただし、今回公表する費用には、

間接的な費用を算入していないことから、今後、間接的な費用を算入した費用を公表する予定である。)) について、客観的かつ可能な限り定量的な指標を用い、費用を構成する項目要素と費用を公表する。

3 事業概要

(1) 事業の実施場所

宮城刑務所（本所）及び福島刑務所（本所及び福島刑務支所）

(2) 事業内容及び要求水準

本事業において、国が要求するサービスの内容と水準は、別添「業務要求水準書」のとおり。

なお、業務に従事する職員数「ポスト数」は、これまで国の職員が当該業務を実施してきた場合における職員配置を参考として表示したものであり、当該業務の遂行のためにいかなる職員配置を行うかについて民間事業者の提案を妨げるものではない。

(3) 委託費の支給方法

国は、定期的実施されるモニタリング結果に基づき、一定期間毎に委託費を支払う。支払い方法等については、落札後、速やかに、国と受託者が協議して決定し、契約書に定めるものとする。

(4) 事業期間

事業開始の日から平成18年3月31日までとする。

(5) 実施方針等の変更

実施方針、業務要求水準書の公表後の民間事業者からの質問・意見等を踏まえ、実施方針等を見直し、変更を行うことがある。実施方針の変更を行った場合には、法務省ホーム・ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

4 落札者の選定方法等

(1) 選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6、予決令第91条第2項）により落札者を選定する。

(2) 落札者の選定体制

国は、落札者の選定に当たり、法務省内に「市場化テスト評価委員会」を設置し、同委員会により事業提案に対する評価を行う。

また、議事の概要は公表する（ただし、一般競争入札の公正な実施を妨げるおそれのある事項は除く。）。

(3) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、基礎点と提案に関する評価点（加点）の合計を入札価格で除した数値の最も高い者を落札者とする。

(4) 入札結果の公表

入札結果は、落札者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び法務省ホーム・ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) その他

総合評価の詳細は、別添「事業者選定基準」のとおり。

5 リスク分担に関する事項

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、国と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

国と事業者の責任分担は、原則として別添の「リスク分担表」によるものとする。具体的 内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、事業契約書において定めることとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

国又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担することとする。

6 モニタリングに関する事項

- (1) 受託者は、毎月業務結果報告を提出する。国はこれに基づき要求水準を満たしているかどうか判断し、その結果を通知する。このほか、国は随時のモニタリングを実施する。
- (2) モニタリング結果等については、第三者機関としての規制改革・民間開放推進会議に報告し、結果を公表する。
また、必要に応じて、規制改革・民間開放推進会議において、当該事業を受託した事業者から、直接、事業の実施状況や改善すべき点等について、意見を聴取する。
- (3) 本事業は、業務提供の継続性が重要な要素であることから、契約上の債務不履行等があった場合には、モニタリング結果に基づくサービス対価の減額を行う。ただし、軽微な違反については減額を猶予することについても考慮する。なお、業務の遂行に著しい支障を及ぼす重大な債務不履行があった場合には契約を解除する。
- (4) モニタリング方法については、民間事業者等からの意見等も踏まえ、事業契約書において定める。
- (5) モデル事業については、受託事業者から定期的に報告される事業内容を踏まえ、法務省内に設置される「市場化テスト評価委員会」において、定期的に評価を行う。
また、規制改革・民間開放推進会議においても、法務省から報告された内容を踏まえて、自ら定期的な評価を行う。

7 競争条件均一化に関する事項

- (1) 民間事業者が本事業を実施する場合には、国が実施する場合と同様に、国は事業に必要な範囲で、備品、消耗品、光熱水及び通信を事業者が無償で提供する。
ただし、民間職員の被服費及び事業者が自らの判断により契約の遂行に必要とする備品、消耗品などは含まない（例えば、国とは異なる業務遂行のあり方に伴い事業者が必要とする備品・消耗品など。）。
- (2) 民間事業者が入札への参加を検討するために必要な情報として、市場化テストモデル事業の対象となる業務に関し、官が実施した場合の経費（現在官が業務を実施しているのに要している経費の過去２年分）及びその業務内容・作業手順等を公表する。

具体的には、刑務所における一般的な配置職員の人件費及び被服費、具体的な業務内容・作業手順とする。

8 実施方針等に関する事項

(1) 実施方針及び業務要求水準書（案）の公表

実施方針及び業務要求水準書（案）を公表し、閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成17年5月12日（木）から5月22日（日）まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。

イ 閲覧時間

午前10時から午後 5 時まで

ウ 閲覧場所

法務省矯正局総務課予算係

東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号

エ インターネットによる閲覧

実施方針及び要求水準書（案）を、インターネットにより閲覧に供する。

<http://www.moj.go.jp/>

閲覧期間：平成17年5月12日（木）から5月22日（日）まで

(2) 実施方針及び業務要求水準書（案）に関する質問受付

実施方針及び業務要求水準書（案）に記載された内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成17年5月24日（火）から5月30日（月）午後 5 時まで必着のこと

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめて記載（様式適宜）し、電子メールにてファイル添付（Microsoft Excel）により、次の係あて提出のこと。着信については、質問者において確認のこと。

なお、添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは受け付けない。

法務省矯正局総務課予算係

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

(3) 実施方針及び業務要求水準書（案）に関する質問回答

上記(2)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、平成17年6月8日（水）に公表することを予定しており、公表後は次のとおり閲覧に供する。

なお、質問の内容が、質問者の特殊なノウハウ等に係わるもので、公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表せず、質問者に直接回答する場合がある。

ア 閲覧期間

実施方針及び業務要求水準書（案）に関する質問回答公表後、10日間とする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。

イ 閲覧時間

午前10時から午後 5 時まで

ウ 閲覧場所

法務省矯正局総務課予算係

東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号

なお、質問回答は、インターネットにより閲覧できる。

<http://www.moj.go.jp/>

(4) 実施方針及び業務要求水準書（案）に関する意見の受付

実施方針及び業務要求水準書（案）に関する意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成17年5月24日（火）から5月30日（月）午後 5 時まで必着のこと

イ 提出方法

意見の内容を簡潔にまとめて記載（様式適宜）し、電子メールにてファイル添付（Microsoft Excel）により、次の係あて提出のこと。着信については、質問者において確認のこと。

なお、添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは受け付けない。

法務省矯正局総務課予算係

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

(5) 意見に対するヒアリング

民間事業者から提出のあった意見のうち、国は必要と判断した意見については、当該事業者と直接ヒアリングを行うことを予定している。